

被害者側弁護士として「医療事故」「薬害」とたたかう

～何を考え、どんな活動を心がけてきたか

2012. 11. 14

国際医療福祉大学大学院にて

鈴木利廣

(略歴)

1976年 弁護士登録。1977年 医療問題弁護団（医弁）創立（現在2代目代表）。1984年 患者の権利宣言全国起草委員会（事務局長）。1989年 東京H I V訴訟弁護団（事務局長）。1997年 薬害オンブズパーソン会議（代表）。1999年 東日本ハンセン病国賠訴訟弁護団（副団長）。2002年 薬害肝炎全国弁護団（代表）。2004年 明治大学法科大学院教授（医事法）。

(活動分野)

医療事故対策、薬害対策、患者の権利と医療基本法

第1. 医療事故とたたかう

1. 医療事故に取り組みはじめたきっかけ

*1976年渡辺良夫「医療事故の現状と課題」の講演

*「医療事故は人権問題」「患者の心を心として」被害救済と再発防止をめざす。

2. 事故の背景要因（温床）へ眼を向ける。

*1979年「医療に巣くう病根」（医弁）で4つの温床（健康保険点数、医療者の労働環境、医師と患者の関係性、卒後教育）を問題提起。

*医療現場に潜む4つの危険（疾病、医療行為、施設、ヒューマンエラー）の背景要因

3. 医療における患者の権利の視点

*「患者の権利宣言案」(1984年)、「患者の権利法要綱案」(1991年)、「医療記録法要綱案」(1999年)、「医療被害防止・補償法要綱案の骨子」(2001年)、「医療基本法要綱案」(2011年)

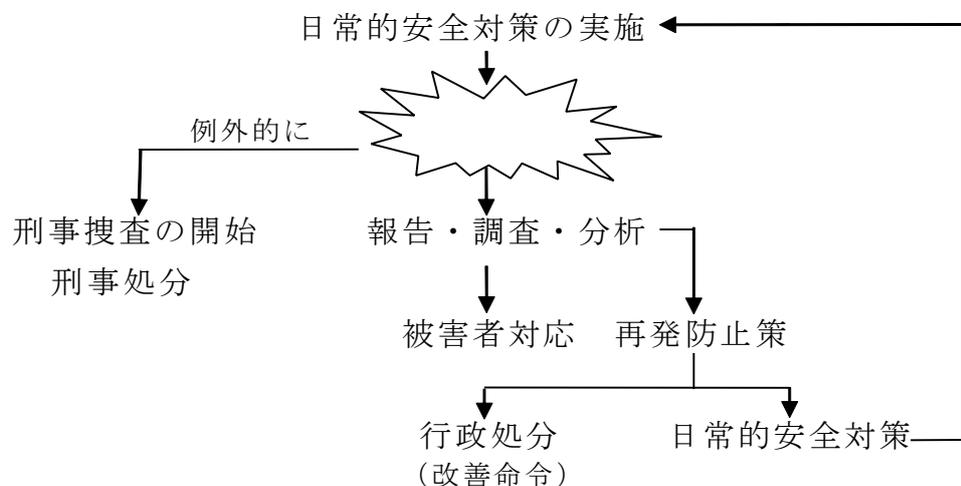
*患者の権利は、大別して、最善の医療をうける権利、個人の尊厳(プライバシー権)、知る権利と自己決定権、被験者の権利、被拘禁者の権利、医療被害の回復・救済を求める権利

4. 公共政策をめざす

(1) 医療事故対策の基本的視点

- ① リスクマネジメント(組織の損失防止)から患者安全へ
- ② 起きた事故への公正な社会的対応
- ③ 「人は誰でも間違える」を前提とした患者安全
*エラーが患者に害を与えないシステムづくり

(2) 医療事故への公正な社会的対応のあり方



(3) 被害者の願いと被害者対応のあり方

- ① 原因究明と情報開示・説明責任
*「隠さない、ごまかさない、逃げない」(名古屋大学病院)
- ② 再発防止
- ③ 責任と謝罪
- ④ 医療保障と金銭的補償・賠償
- ⑤ 社会的制裁(行政処分、刑事責任、報道)?

(4) 目的は再発防止と紛争防止・解決

- ① 土台は事故調査分析制度
 - a 院内事故調
 - b 第三者機関
- ② 紛争解決制度
 - a 対立から対話へ
 - b 医療ADR（裁判外紛争解決制度）
 - c 無過失補償制度
 - d 訴訟は最後の手段

5. 臨床現場における対策

(1) 意識を変える、文化を変える、システムをつくる

*「人は誰でも間違える」、しかし「患者に害なすなかれ」

(2) 「間違い」をさがす

* うっかりミス、所見の見落とし、対応の遅れ、
判断・評価ミス、技術ミス………

(3) 「間違い」をシステムで拾う再発防止策

* 「間違い」は予想以上に多い

* 自分で拾う、チームで拾う、患者・家族と共に拾う

第2. 薬害とたたかう

1. 薬害に取り組みはじめたきっかけ

* 新人弁護士時代に薬害スモン事件を学ぶ

* 医弁の仲間の中に、血友病患者会のリーダーがいた。彼は感染していなかったが、薬害エイズとたたかっていた

* 薬害肝炎事件は薬害エイズ事件の宿題

2. 真の被害救済と再発防止をめざすなら国の責任が重要

* 製薬企業は金銭解決だけですべての責任を免れようとする

*被害救済としての①責任受け入れ・謝罪②恒久対策（医療体制、相談事業、生活支援）

*再発防止としての薬務行政監視の第三者組織

3. 民間の医薬品監視組織を立ち上げる

*薬害オンブズパーソン会議（1997年設立）は、個別薬と薬務行政に関して数多くの提言を発信中。

第3. 人権擁護活動を考える

*人権はよりよい人間的生存、人間の尊厳を実現するための保護されるべき要求・主張。主として社会的弱者の強者に対するもの。共存のための価値。

*法律実務、研究、教育、公共政策づくり、運動を連動させながら。

1. 弱者の立場に立って、被害者に共感する心を育てる

*「被害に始まり、被害に終わる」「事実が弁護士を鍛える」（公害斗争の中で）

*被害の掘り起こし運動

2. 依頼人・社会との協同を追究する

*専門職責任とは何か：profession（専門職）と specialist（専門家）、expert（達人）とのちがいは？

①依頼人への責任と社会への責任

②専門性・自律性と責任性は一体

③自律的集団性と職業倫理、同僚審査

*依頼人と弁護士の関係は「事実（真実）の共有」が土台

*「情報と決断の共有」（木村利人）

*熱き心（心）、高い専門技術（技）、機敏な行動力（体）は職能集団の力で実現

3. 集団弁護団づくり

*新しい人権課題は、社会の変化に伴って生ずる。いつの時代も新人・若手弁護士が担って、被害者と困難な課題が新人・若手弁護士を育ててきた

4. 要求・主張の法的権利性を考える

- *被害者の要求は、①原因究明、情報開示、説明責任 ②再発防止 ③責任の明確化と謝罪 ④賠償・補償 ⑤社会的制裁
- *損害賠償訴訟・国家賠償訴訟の現代的意義（法政策形成機能）

5. 司法制度（訴訟）を最大限に活用する

- *職能として持てる武器の活用
- *しかし、訴訟はあくまで手段
- *訴訟実務のスキルをみがく

6. 社会問題化のための戦略と運動

- *被害者への共感を広げる
- *メディア戦略
- *情報公開法等、使える法律は何でも武器にする
- *市民運動への関与
- *「裁判に勝つことよりも民衆の怒りに火をつけることの方が重要だ」（アーサー・キノイ）

7. 社会変革をめざす公共政策づくり

- *権利宣言、提言、法案づくり
- *政府への提言
- *国会ロビー活動
- *私の当面の課題は、①患者の権利・医療基本法の制定 ②医療版事故調査制度の創設 ③薬害防止のための監視機構（公的第三者組織）の創設

第4. おわりに

- *社会的役割と経済的自立と自由の確保のバランスの中で活動する
- *専門性と総合性のバランスの中で専門弁護士をめざす
- *依頼人との協同をめざす
- *「情報は民主主義の通貨、弁護士は公正のエンジン」（ラルフ・ネーダー）
- *「自分のことならあきらめられる、人のためならがんばれる」（薬害肝炎被害者・加地智子）